

審 議 会 等 調 書

名称	佐伯市情報公開・個人情報保護審査会		
設置目的	情報の公開決定等、個人情報の開示決定等における不服申立てについて、調査、審議するため		
設置根拠等	佐伯市情報公開条例第30条		
設置年月日	平成17年3月3日	委員数	5人
審議事項等	<p>1 佐伯市情報公開条例の規定によりその権限に属することとされた次に掲げる事務</p> <p>(1) 第26条の規定により諮問された公開等の決定に係る事項について調査審議すること。</p> <p>(2) 前条第2項の規定により、苦情の申出について意見を述べること。</p> <p>2 佐伯市個人情報保護条例の規定によりその権限に属することとされた次に掲げる事務</p> <p>(1) 個人情報保護条例第4条ただし書の規定により、思想、信条及び信教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれのある個人情報を収集することについて意見を述べること。</p> <p>(2) 個人情報保護条例第6条第1項第5号の規定により、本人以外のものから個人情報を収集することについて意見を述べること。</p> <p>(3) 個人情報保護条例第6条第2項第5号の規定により、本人に対し利用目的を明らかにしないことについて意見を述べること。</p> <p>(4) 個人情報保護条例第7条第1項第7号の規定により、目的外利用等について意見を述べること。</p> <p>(5) 個人情報保護条例第8条第2項の規定により、オンライン結合による実施機関以外のものへの個人情報の提供について意見を述べること。</p> <p>(6) 個人情報保護条例第29条の規定により諮問された開示決定等、訂正決定等又は利用停止等決定等（以下「個人情報開示決定等」という。）に係る事項について調査審議すること。</p> <p>(7) 個人情報保護条例第32条第2項の規定により、苦情の申出について意見を述べること。</p> <p>3 情報公開の運営に関する重要な事項及び個人情報の保護に関する施策その他の重要な事項について、実施機関の諮問に応じて答申し、及び建議すること。</p>		
事務局担当課名	総務課 電話番号22-4554（直通） 内線536		
備考	佐伯市情報公開条例第43条の規定により、同条例第41条（不服申立人等に対する意見陳述等の場の公開）に規定する場合を除くほか、非公開とする。		